

## 第66回京都市都市計画審議会次第

◎日 時 平成30年7月31日(火) 午後1時30分から

◎場 所 ANAクラウンプラザホテル京都 2階 「平安」  
(京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地) Tel. 231-1155

◎次 第

1 開会

2 議事

- ・ 計議第280号議案
- ・ 計議第281号議案
- ・ 計議第282号議案
- ・ 計議第283号議案
- ・ 計議第284号議案
- ・ 京都市都市計画審議会運営要綱の改正について

3 報告

- ・ 地域まちづくり構想(京都駅東南部エリア)の策定について
- ・ 魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討等について

4 閉会

平成30年7月31日開催

# 第66回京都市都市計画審議会議案

京都市都市計画審議会

第66回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第280号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の変更について (京都市決定)	瓜生山学園地区地区計画の変更	1
計議第281号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について (京都市決定)	3・3・184号鴨川東岸線の変更	3
計議第282号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について (京都市決定)	3・4・136号桂寺戸線の変更	5
計議第283号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 道路の変更について (京都市決定)	3・4・183号牛ヶ瀬勝竜寺線の変更	7
計議第284号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 公園の変更について (京都市決定)	8・3・35号大宮公園の変更	9

計議第280号  
都企計第67号  
平成30年7月10日

京都市都市計画審議会  
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の  
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

都市計画瓜生山学園地区地区計画を次のように変更する。

名 称		瓜生山学園地区地区計画	
位 置		京都市左京区北白川瓜生山町、北白川上終町及び北白川山田町の各一部	
面 積		約 6.6 ヘクタール	
地区計画の目標		当地区は、京都市街地の北東部に位置し、緑豊かな瓜生山の山麓部にある。総合芸術大学としての多様な機能を備えた当地区に対して地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境を確保すると共に周辺の居住環境や自然環境と調和のとれた大学関連施設等の誘導を図る。	
区域の整備に関する方針及び	土地利用の方針	大学関連施設等の整備と並行して空地の緑化を促進する等、周辺環境と調和した土地利用を図る。 また、施設の背面に位置する瓜生山の一部を樹林地又は草地として保全し、自然環境との調和を図る。	
	建築物等の整備の方針	建築物の用途を大学関連施設等に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止すると共に、建蔽率、容積率及びかき又はさくの構造等に制限を加えることにより、周辺の居住環境や自然環境と調和した施設を誘導する。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	第一種低層住居専用地域以外の地域又は区域にあつては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 寄宿舍 3 保育所 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 5 バス停留所の上屋
		容積率の最高限度	10分の10（用途地域に関する都市計画において定められた容積率（建築基準法第52条第7項に規定する場合にあつては、同項の規定により算出される容積率）の最高限度の数値が10分の10未満である場合を除く。）
		建蔽率の最高限度	10分の3.5
		かき又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り生垣等により緑化を推進する。
	土地の利用に関する事項	計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。	
備 考			

「区域、地区整備計画の区域及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都造形芸術大学の施設が立地する地区において、文化・芸術を基軸とした特色ある保育教育の環境を拡充することにより、瓜生山等の周辺環境と調和した大学教育環境の更なる充実を図るため、地区計画を変更するものである。

計議第281号  
都企計第68号  
平成30年7月10日

京都市都市計画審議会  
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（京都市決定）

都市計画道路中Ⅰ・Ⅲ・25号鴨川東岸線を3・3・184号鴨川東岸線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・3・184	鴨川東岸線	京都市東山区福稲下高松町	京都市左京区田中上柳町	京都市東山区大黒町、新五軒町、五軒町及び若松町地内に面積約4,200㎡の三条京阪駅前広場を設け、京都市左京区田中上柳町地内に面積約1,950㎡の出町駅前広場を設ける。	約6,500m	地表式	4車線	24m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造 西日本旅客鉄道（奈良線）と立体交差 東海旅客鉄道（東海道新幹線）と立体交差 西日本旅客鉄道（東海道本線）と立体交差 幹線街路と平面交差13箇所

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、都市計画道路鴨川東岸線を一部西側へ変更し、既成市街地環境を保持しつつ、合理的な線形とすることで、都市の健全な発展に寄与するものである。

計議第282号  
都企計第69号  
平成30年7月10日

京都市都市計画審議会  
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。



京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（京都市決定）

都市計画道路中3・4・136号桂馬場線を3・4・136号桂寺戸線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・136	桂寺戸線	京都市西京区 川島薮田町	向日市寺戸町 修理式	向日市寺戸町 七ノ坪	約2,170m (市域 約1,040m)	地表式	2車線	16m	幹線街路と 平面交差 2箇所

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、京都市西京区を起点とし、向日市を經由して長岡京市に至る幹線道路である3・4・136号桂馬場線について、向日市域の一部区間において整備済の道路を活用したルートへの変更及び名称の変更が行われたため、それに併せて名称を変更するものである。

計議第283号  
都企計第70号  
平成30年7月10日

京都市都市計画審議会  
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（京都市決定）

都市計画道路中Ⅱ・Ⅱ・22号牛ヶ瀬勝竜寺線を3・4・183号牛ヶ瀬勝竜寺線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・183	牛ヶ瀬勝竜寺線	京都市西京区牛ヶ瀬堂田町	長岡京市勝竜寺二ノ坪	向日市上植野町地田	約6,860m (市域) 約1,960m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差10箇所	
		ただし	起点	3・3・132 向日町上鳥羽線との交差点		約1,870m			11m		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、京都市西京区を起点とし、向日市を經由して長岡京市に至る幹線道路であるⅡ・Ⅱ・22号牛ヶ瀬勝竜寺線について、向日市域の一部区間において支障物件を回避するルートへの変更、幅員構成の変更及び名称の変更が行われたため、それに併せて名称を変更するとともに、構造形式等を新たに定めるものである。

計議第284号  
都企計第71号  
平成30年7月10日

京都市都市計画審議会  
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更（京都市決定）

都市計画公園35号大宮公園を8・3・35号大宮公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園場名			
特殊公園	8・3・35	大宮公園	京都市北区 大宮西脇台町	約1.8 ha	交通公園

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、土地の合理的な利用を図ることを目的として、本公園と北消防署の一体整備及び公園の再整備により、公園機能の向上を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

京都市都市計画審議会委員

区分	氏名 (敬称略)	備考	
条例第2条第2項第1号委員	板谷直子	立命館大学客員研究員	
	川崎雅史	京都大学大学院教授	
	兒島宏尚	京都商工会議所専務理事	
	佐藤由美	奈良県立大学准教授	
	島田洋子	京都大学大学院教授	
	須藤陽子	立命館大学学教授	
	塚口博司	立命館大学特任教授	
	中嶋節子	京都大学大学院教授	
	葉山勉	京都精華大学教授	
	牧紀男	京都大学教授	
	宮川邦博	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事	
	同項第2号委員	小林正明	産業交通水道委員
		下村あきら	まちづくり委員
		田中明秀	産業交通水道委員
		西村義直	教育福祉委員
		井上けんじ	まちづくり委員
		西野さち子	まちづくり委員
		樋口英明	総務消防委員
		大道義知	まちづくり委員
		西山信昌	総務消防委員
隠塚功		教育福祉委員	
同項第3号委員	菅谷浩平	総務消防委員	
	森戸義貴	国土交通省近畿地方整備局企画部長	
	藤森和也	京都府建設交通部部長	
	小林晃	京都府警察本部交通部部長	
	原小壽	京都市地域女性連合会副会長	
同項第4号委員	岡本喜八	京都市消防団協会副会長	